

法曹養成制度改革顧問会議

第4回会議 議事録

第1 日 時 平成25年12月9日（月）自 午前10時00分
至 午前11時59分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 与党における議論状況等について
- 3 法科大学院について
- 4 司法修習について
- 5 法曹人口について
- 6 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷座長、阿部顧問、有田顧問、宮崎顧問、山根顧問、吉戒顧問

発言者 文部科学省大臣官房常盤審議官、最高裁判所司法研修所吉崎事務局長

法曹養成制度改革推進室 大塙室長、松本副室長

○大塙室長 それでは、予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第4回会議を始めさせていただきます。

まず、推進室から配付資料の確認をさせていただきます。

○松本副室長 本日、お手元にお配りしております資料は、資料1から資料5までございます。さらに、顧問の皆様の席上には、これまで同様、青色ファイルで参考資料等を置いておりますので、適宜御参照願います。よろしくお願ひします。

以上です。

○大塙室長 それでは、今日の議題の1に参りますけれども、最初に推進室から、法曹養成制度に関する「与党における議論状況等について」、御報告をさせていただきます。

○松本副室長 それでは、御説明申し上げます。

まず、自民党についてでございますが、11月21日に司法制度調査会が開催されました。調査会の体制が新しくなりまして、会長が参議院の丸山和也議員、事務局長が衆議院の山下貴司議員という体制でスタートしております。

この調査会におきましては、このような新しい役員等が決定されましたほかに、調査会の下に三つの小委員会と一つのプロジェクトチームが置かれることが決まりましたが、その中の小委員会の一つといたしまして、法曹養成制度小委員会が置かれることとなりました。

当室からは、本年6月に司法制度調査会が出されました中間提言の内容に沿いまして、論点あるいは検討課題ごとに推進室における現在の検討状況などを御報告いたしました。

また、文部科学省からは、公的支援の見直し、評価策の御報告が、最高裁判所からは、導入的集合修習の検討状況についての御報告がなされました。

出席されました議員からは、司法修習生に対する経済的支援につきまして、更に検討が必要だという御意見とか、あるいは法学部生の時間的な負担、法学部、ロースクール等についての時間的な負担等の検討課題について、更に検討を求めるというような強い御意見があつたほか、選択科目等の廃止に関しましての、推進室からの司法試験改革案につきましては、例えば、これからは専門的な科目で仕事をしていくことが必要であり、選択科目は重要であるから、選択科目の廃止には反対であるとか、あるいは予備試験の短答式試験を3科目に限定することに反対であるなどの御意見が出されております。

さらに、この親会であります司法制度調査会の開催を受けまして、12月5日には、法曹養成制度小委員会が開催されました。この小委員会の委員長は、参議院の古川俊治議員、事務局長は衆議院の宮崎政久議員となっております。

ここで、まず古川委員長から、小委員会における検討課題といたしまして、四つの課題が示されております。一つ目は法曹人口についてであります。法曹人口の在り方につきまして、急激な法曹人口の増加により弊害が生じている状況をも踏まえ、法曹としての質を維持すべきことを念頭に置きながら、司法試験の年間合格者数についての提言を行うというような趣旨の検討の課題が示されております。

二つ目は、法科大学院の再編、統合についてでございます。

この点につきましては、文部科学省におかれましての公的支援の見直し等の検討を踏まえた上で、本小委員会においては、これらの方策が法科大学院の名に値しない法科大学院をなくすために、真に実効的なものなのかどうかを検討し、必要な方策を提言するというような検討の方向性を示されております。

三つ目は、予備試験の在り方でございます。

予備試験制度の在り方につきましては、予備試験の現状を踏まえ、法曹養成制度全体との関係に留意して、予備試験制度の在り方について検討し、必要な提言を行うとされております。

さらに、司法制度調査会の親会でも意見が多くございました司法修習生の経済的負担を軽減する方策については、法曹養成制度関係閣僚会議決定において、移転料の支給、集合修習時の入寮、修習専念義務の緩和という方策が決定されましたが、これだけではまだ不十分であり、更なる修習専念義務の緩和はもちろんのこと、これ以外にも司法修習生の経済的負担を緩和するための方策を検討して、政府及び最高裁判所に提言を行うなど、検討の方向性が示されているところでございます。

このような検討課題に従いまして、推進室、文部科学省及び最高裁判所からの検討状況あるいは検討の方向性を御紹介したというのが小委員会の状況でございます。

続きまして、公明党の状況でございますが、公明党におかれましては、既に初回の顧問会議で御報告しておりますように、公明党の法曹養成に関するプロジェクトチームから提言というものがなされております。

公明党におかれましても、近々推進室あるいは最高裁判所等からヒアリングを実施する予定という形で聞いておりますが、まだその日程が入っていないという状況でございます。

与党の議論、検討状況につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、司法試験の選択科目に関する状況を御報告申し上げます。

前回の顧問会議におきましても、宮崎顧問から一部御紹介がございましたが、その後も本日まで選択科目に関する有識者あるいは団体などから、選択科目の廃止に反対する旨の意見が表明されております。

本日お配りしております資料1にそれらの意見書をまとめておりますので、御参照いただければと思います。

日弁連の御意見は、前回も簡単に御紹介しておりますが、例えば租税法、知的財産法、労働法、環境法、国際法の関係団体などからこのような御意見が出されているところでございます。

続きまして、司法試験委員会の下における検討体制について、御報告申し上げます。

本年、7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定におきましては、司法試験の具体的な方式、内容、合格基準、合格者決定の在り方に関しましては、司法試験委員会におきまして、現状について検証を確認しつつ、よりよい在り方を検討するべく、司法試験委員会の下に検

討体制を整備することが期待されると指摘されているところでございます。

このような指摘を踏まえまして、本年10月9日に開催されました第96回司法試験委員会におきまして、司法試験委員の事務を補佐する者といたしまして、新たに幹事を選任する方針が決定され、11月6日に開催されました第97回司法試験委員会におきまして、6名を幹事として推薦することが決定されております。

幹事につきましては、司法試験委員会令第6条に基づきまして、法務大臣から任命される者でございまして、司法試験の実施に関わる事項を司法試験委員が検討するに当たり、委員を補佐する役割を果たすことが想定されております。

具体的には、司法試験の問題作成や採点などを行っている司法試験考查委員らから意見を聞くなどいたしまして、司法試験の実施上の改善点を検討していき、それを司法試験委員会に報告することとなります。

その上で、司法試験委員会におきまして、最終的な改善方策を決定していくことになります。

具体的には、今後の司法試験法の改正の方向性等を踏まえつつ、検討が進められることになると承知しております。

私からは以上でございます。

○大場室長　ただいま、種々説明をいたしましたけれども、その中で、司法試験の選択科目をどうするかという点などにつきまして、関係団体からも選択科目の廃止について反対意見を述べられて、また与党の中でも反対する意見があったわけでございますけれども、司法試験につきましては、既に7月16日の関係閣僚会議決定で、司法試験の受験回数制限を5年5回にするということと、司法試験の短答式の試験科目を憲・民・刑の3科目にするということは、関係閣僚会議決定で決まっている点でありまして、これにつきましては、来年の通常国会で司法試験法の改正ということで法案を出したいと考えているところであります。

前に、この2点につきましては、特段、反対の御意見というものはなかったと考えておりますけれども、これとの関係で、現在、検討中の選択科目等の点につきまして、どうするかということにつきましては、司法試験の受験生にとりましても関心の大きいところだと思っております。

そこで、ただいま推進室から御説明しました現状を踏まえまして、顧問の皆様の御意見を改めて、その選択科目等の点につきまして、お聞かせいただければと思っております。

納谷座長よろしくお願ひしたいと思います。

○納谷座長　おはようございます。

それでは、いつものようにやらせていただきたいと思いますが、今、大場室長から問題提起がありました点につきまして、御意見がありましたら、いただきたいと思います。

吉戒顧問。

○吉戒顧問　よろしいでしょうか。

受験回数を5年5回にするとか、短答式の科目を憲・民・刑にするということは既定のことだと思いますが、これは差し支えないと思います。しかし、選択科目の廃止は、これも司法試験法の改正につながりますので、受験生のためにもできるだけ早く方向性を示した方がいいと思います。

私は、問題提起としては、基礎的な力をロースクールでつけてもらう、それから、法学未修者の合格率を上げるために、負担感を軽減するという考え方がありまして、そういうことで選択科目の廃止という問題について、前々回、前回も、そういう方向性で意見を申し上げました。ただ、先ほど来から御紹介があったように、関係方面から、多数の廃止に反対という、あるいは現行維持という御意見が出されていますので、今の段階でこれを決定する必要はないであろうと、来年度は現状維持ということでいいのではないかと思います。

引き続き、このような問題意識を持っていきたいと思いますけれども、取りあえずは選択科目の廃止については、時期尚早ではないかと思います。

○納谷座長 阿部顧問。

○阿部顧問 よろしいですか。各顧問の意見から大分外れるのですが、私はむしろ与党の動きが気になります。

選択科目の廃止については、自民党の調査会でかなり反対論が多かったということや、非常に影響力のある先生が絶対反対と言っておられることを踏まえると、やはりすぐには方向性を決められないのではないかと感じております。

○納谷座長 では、次の。

○阿部顧問 選択科目廃止を決定するには、ちょっとまだ時期が早いと思います。今、無理をすると、また与党の反発を買うし、特に非常に影響力の大きい先生は、相当強硬に反対されておりますので、彼らを説得できないと先に進めないのではないかと思います。

○納谷座長 では、宮崎顧問。

○宮崎顧問 私は、選択科目廃止については反対であると申し上げております。

その方向で顧問会議の意見がまとまると思っております。

もちろん、今の選択科目が万全であるとか、あるいは改革すべき点がないかとか、そういうことは思っておりません。

科目についても、また時代に即した新しい科目などを、やはり柔軟に入れていくべきだと思っています。

ただ、今までの改革で、若い弁護士さんの間で、選択科目をとったということをきっかけとして、専門家を目指すという層が確実に増えてきているということは間違いないことだと思います。

この流れに妨げるような改革はしてほしくないと思います。選択科目廃止については反対です。

○納谷座長 山根顧問、もし御意見がありましたらどうぞ。

○山根顧問 ありがとうございます。

選択科目の廃止については、私どもの運動体、内外で、様々な話もありましたが、結論としては知的財産であるとか、環境分野についてを外すということには大変異論が多い、反対、慎重に進めるべきという意見がほとんどございまして、私自身もそういった方向で、今後、また議論が必要だと思っています。

○納谷座長 では、有田顧問。

○有田顧問 前にも申し上げましたように、仕事としてそれを継続していくという、専門家としてそれを目指すという意味においては、司法試験の科目であるかどうかに関係ないというモチベーションが必要だらうと前々から思っており、そういう意味のことを申し上げてきました。

今でもその考え方は変わってはおりませんが、現状を見ますと、現実的な打開策としてどうなのだとわれますと、やや厳しい面がありますので、最初の主張は主張として一応保留しておきたいと思っております。

以上です。

○納谷座長 皆さんの御意見を聞いたら、今の段階では関係閣僚会議で決まったところは法案化するけれども、この選択科目について、やめるかやめないかはもう少し議論を踏まえて態度を決めた方がよろしいのではないかというようなことで要約できると思いますが、いかがでしょうか。

そういうことで、まだまだ議論しなければならないところもあると思いますけれども、ここでの結論を一応参考になされて、推進室で御検討を更に進めていただければと思います。皆さん、それでよろしいでしょうか。

(一同了承)

○大塙室長 ありがとうございます。

いろいろな各団体からの意見も頂戴しているところでありますて、大事な点も指摘されたなと思いますけれども、我々としても、選択科目に該当する科目を決して軽視していると考えているわけではなくて、やはりロースクールで展開・先端科目で設けられているものは幅広く学んでいただきたいという気持ちは全く変わることはないわけでありますので、決して選択科目を廃止すれば、その該当科目については勉強しなくていいのだとか、そういったものに关心のない法律家がどんどん出てきてもいいと思っているわけではさらさらないということは、誤解されることはないと思いますけれども、思いとしてお伝えしておきたいと思っております。

○納谷座長 私も、今言われたことはしっかりと付け加えて明示しながら今の方針で行くということを伝えたいと思っております。

受験生とか、その他から見ると、できるだけ早く方向性だけは示していく必要はあるだろうと思いますので、先ほど述べたような結論を一応の決定として、立法化作業の検討に入っていただくということにしたいと思います。

○大塙室長 それでは、御指摘を踏まえまして、推進室としても早急に検討を進めまして、

でき得れば、次回の顧問会議で、次期通常国会に提出する司法試験法改正法案の骨子を御報告できればと思っておるところであります。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

○吉戒顧問 先ほどの説明に関連して質問したいのですけれども、よろしいですか。

○納谷座長 どうぞ。

○吉戒顧問 自民党の司法制度調査会や法曹養成制度小委員会で議論があったそうですけれども、政府を代表して推進室でいろいろ御説明されて、大変御苦労をされていると聞いています。そこでの議論も非常に大事だと思いますけれども、ただ、政治家の方はいろいろなことを言われるわけなので、お一人の意見で決まるわけではありませんから、引き続き推進室でいろいろな説明を丁寧にやっていただきたいなというのが、一つの希望です。

それから、もう1点は、与党の方で検討されて提言されるという話ですけれども、それはどういうスケジュールで出されるのか、こちらの顧問会議での検討と、どういう時間的なシンクロがあるのか。その辺りの御感触をお聞かせ願いたいのです。

○松本副室長 ありがとうございます。

自民党の提言のスケジュールというのはまだ定かではございません。

先立っての提言が中間提言という位置付けということで、かつ最終的な提言を出すに当たりましては、半年後に関係省庁等からのその進捗状況をヒアリングするという位置付けで実施されましたものが先ほど御説明いたしました親会である調査会であり、小委員会であるという状況でございますが、その後のスケジュールというのは、まだ未定と伺っております。

また、状況が判明次第、御報告させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○大場室長 それでは、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

それでは「法科大学院について」の議題に移りたいと思います。

まず、文部科学省から、法科大学院の組織見直しの促進や、共通到達度確認試験等に関する中央教育審議会における検討状況につきまして、御報告があります。

文部科学省の常盤審議官、よろしくお願ひします。

○常盤審議官 それでは、法科大学院の関係について、御報告させていただきたいと思っております。

お手元の資料の49ページから御説明をさせていただきたいと思いますけれども、次の50ページ目から具体的な内容について記述をしておりますので、それに基づいて御説明をさせていただきたいと思っております。

50ページでございますけれども、7月の法制養成制度関係閣僚会議の決定におきましては、法科大学院に関しまして、大きく三つの課題が設定されております。

一つ目は入学定員の削減、課題が深刻な法科大学院の組織見直しなど、法科大学院の規模の問題についての課題設定でございます。

それから、二つ目の枠のところですが、法科大学院での先導的な取組を支援するという課題、三つ目のところで、教育の質の保証という観点から「共通到達度確認試験（仮称）」でございますけれども、これをどう設計するかというような課題、こういうことについて検討を実施するようにということが示されてございます。

文部科学省での取組につきましては、右端の欄でございますけれども、前回、御説明をいたしました予算面での公的支援の見直し強化策の実施に加えまして、中央教育審議会でワーキンググループを設置し、議論をしておりますので、その状況について、御説明をさせていただきたいと考えております。

次のページを御覧いただきたいと思います。

現状について御説明する前に、これまでの取組の経緯について触れておきたいと思います。

左側でございますけれども「21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹の養成を目指す」ということで、プロセス養成を導入したわけでございますが、ここにも書かれておりますが、法科大学院の参入を広く認める仕組みとして設計されましたことから、真ん中の欄でございますけれども「入口と出口のミスマッチ」、すなわち法科大学院入学者と司法試験合格者の量的なミスマッチによりまして、司法試験の合格率が低迷するという課題が生じ、入学定員の削減などの教育体制の見直しを行ってきているところでございます。

その後も右側になりますけれども、法科大学院ごとの差が拡大をしていること、あるいは法学未修者の教育について課題があること、こういう課題がありますので、公的支援の見直しの強化などを含めて、措置を講じてきた次第でございます。

次のページから、現状について御報告をさせていただきたいと思います。

この棒グラフは、オレンジ色が入学定員、小豆色が入学者の実員の推移というものを示しているわけでございます。

当初、6,000人弱で発足をいたしましたけれども、その後、入学定員の削減等を行いまして、定員では4,261名、実員が2,698名となっております。

この数字を表にしたものが、次のページになりますけれども、入学者数は平成18年度がピークとなっております。その内訳、右端の欄で法学既修者と未修者に分けて記してございますけれども、御覧いただきますと、法学既修者のピークである18年度を100といたしますと、現在、25年度で74.2、未修者が100に対して30ということでございまして、入口の段階で法学未修者の入学というものが大幅に減少しているという状況でございます。

次に、54ページ、出口についてでございます。・

司法試験合格率で見ますと、法科大学院修了者が司法試験を受けました初年でございます平成18年につきましては、ここではいわゆる法学既修組だけが受験をしたわけでございますけれども、48.3%でございました。その後、翌年には未修者も受験をいたしましたし、また5年3回の受験ということですので、前年度の不合格者が翌年の受験者として

累積をいたしまして、受験者数が増えた結果として、合格率は大きく低下をしてきたという状況でございます。

平成23年がある意味底を打っておりまして、24年、25年と合格率は上昇に転じております。ただし、ここでも法学未修者と既修者で合格率に大きな差が生じているという状況でございます。

次に、55ページでございます。

今の御説明いたしました資料は、各年の司法試験の方に着目をして合格率を示した資料でございますけれども、この55ページの表は年度ごとの法科大学院修了者に着目をいたしまして、その後、5年3回の受験機会を経て、どのような合格状況になっているかということを示したものでございます。

「累積合格率」と表現しておりますが、これは各欄、横に追って数字を見ていただきたいと思いますが、例えば、平成20年度の修了者の欄でございます。25年度までに5年3回の期間が全て終了しておりますけれども、一番右に累積合格率、これも既修者と未修者を分けて記してございますが、既修者は68.7%ということで、当初、先ほど御覧いただきましたように、設計として7割から8割の合格率を目指すよう教育を充実するということでございましたけれども、ほぼこれに近い水準となってございますが、未修者につきましては、31.9%ということで、未修者には大きな課題があるという状況でございます。

次に、56ページでございます。

課題を抱える法科大学院の状況でございます。

先ほどお示ししたのは、入学定員と実入学者数全体のグラフでありますけれども、ここでは公的支援の見直しの対象となってきた大学院、すなわち司法試験の合格率が全国平均の半分未満の法科大学院24校について絞ってグラフで示したものでございます。

発足当初はこの24校で約1,200人の規模でございましたけれども、公的支援の見直し等を経まして、現在は24校で、平成25年度入学者数が166人ということで、ピーク時との比較では、マイナス86%ということで、この課題を抱える法科大学院24校については、大幅な入学者の縮減という状況になっております。

また、右側でございますけれども、学生募集を停止した法科大学院も計8校、検討中が2校となっております。

次に、57ページでございます。

これまで課題を中心として述べてきたわけでございますけれども、一方で、従来の枠組みから法科大学院でのプロセスによる教育システムの導入によりまして、教育上の効果ということも御指摘をされております。

特に、在学生等からの御指摘が左側、修了生、受入れ側の指摘が右側にございますけれども、右側では、今年開催されましたシンポジウムでの修了生の意見を記してございます。

これを聞いてみると、幅広い分野で活動している弁護士さんの声として、例えば原子

力損害賠償のADRや離島の事務所での活動など、こういう部分ではマニュアルでは対応できないものが多々あるわけでございますけれども、法科大学院での法的思考の訓練が役に立っているなどの御指摘もいただいているという状況でございます。

次に、58ページでございますが、そういう状況の中で、国際化対応であるとか、民間・公務部門での人材育成とか、先導的な取組をしている法科大学院については、その課題のある法科大学院に対するサポートも含めまして、先導的なプロジェクトに対する支援を進めていきたいと考えているわけでございます。

そういう状況を踏まえて、59ページから取組についてでございます。

今後に向けての取組を整理いたしますと、冒頭にもお話し申し上げましたけれども、このページの真ん中のところに記述をしておりますが、閣僚会議の決定では3つの課題設定がございます。これに対して、右側でございますけれども、先般発表し、ここでも御報告いたしました公的支援の見直しの強化策を進めますとともに、中央教育審議会ではワーキンググループを設置いたしまして「抜本的な組織見直しの促進」、「共通到達度確認試験の基本設計等」、これに加えまして、③のところでございますけれども、例えば「飛び入学等を活用した養成期間の短縮」、こういった課題などについての検討を進めているところでございます。

次に、60ページでございますが、ここにつきましては、前回、公的支援の見直しを強化策ということで御報告いたしましたので、今回は省略をさせていただきたいと思います。

次に、61ページ以降に、中央教育審議会での検討状況を記してございますので、その点について御説明をしたいと思います。

中央教育審議会の検討情報についてでございますけれども、これは後ほど御覧いただければと思いますが、中央教育審議会での今の審議途上でありますけれども、経過報告の文書もこの資料として添付をさせていただいておりますが。まず一つは組織見直しの促進について、61ページに記しているようなことを議論しているところでございます。

「認証評価の抜本的な見直し」ということ、これを進めていきたいということでございます。この改善に向けて、ここにございますように、評価基準や評価方法、組織見直しとの関連付けの在り方について見直しをしたいということでございます。

その中で、これまでの議論といたしましては、右側にございますように、法科大学院の実態を的確に把握できるように、司法試験の合格状況、あるいはここでは記してございませんが、入学定員の充足状況など、客観的な指標を評価基準の中に組み込むこと、あるいは教育活動、例えば教員の資質などの教育活動等に関する指標を充実することなどが議論をされております。

また、不適格の判定がばらつかないように、重要な評価基準の統一化あるいは評価方法の見直しということ。また、課題が深刻な法科大学院について、現在の仕組みでは5年で1回となっておりますけれども、認証評価期間の短縮ということを検討すべきではないかという意見もございます。

また、適格と認定をされた後でも、状況の変化が見られる場合は、当該課題の改善を求めるということが考えられるのではないかということの議論がございます。

また、もう一つ「連合・連携、改組転換の促進」ということについても議論をしております。

組織見直しということを法科大学院に対して求めていくわけでありますけれども、その中の法科大学院が移行していく組織の在り方、これについての類型などを示すことによりまして、組織見直しを促進するということができるのではないかと考えてございます。

「連合・連携、改組転換の促進」とということで、形式的なものではなくて、やはり課題解決や教育力向上に資する連合大学院への改組や統廃合を促進するということ、あるいは共同教育課程の設置など、実質的な連携の促進ということを考えてはどうか、また、課題が深刻な法科大学院がそれまでのノウハウを活用して、修了者の現実の進路状況等を踏まえまして、法曹養成以外を目的とする教育組織への改組転換ということも促進すべきではないかというような議論がございます。

次に、62ページでございます。

もう一つのワーキンググループでの検討は「共通到達度確認試験（仮称）や法学未修者教育の充実方策の方向性」ということで検討をしております。

ここでは、まず、共通到達度確認試験の基本設計ということについて議論をしております。

この【基本設計】というところで記しておりますように、確認試験につきましては、教育の質の保証という観点から、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして設けるということ。

そして一つ目のポツですけれども、これは大学側に対する効果というのでしょうか。「教育課程で学修した内容に関し、その進級時に学生の到達度を確認し、その後の学修・進路指導や進級判定等に活用」すること。

二つ目のポツは、むしろ学生側にとっての効果ということだと思いますが、「学生が全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用」することを目的として、基本設計を検討するということでございます。

下の欄で「（時期、対象者及び試験科目）」について、表で記しておりますが、今の議論ではこういう設計で臨んではどうかということが議論をされているところでございます。

また「（その他実施に必要な事項）」といたしまして、確認試験の実施・位置付け、難易度、試験方法など、こういうことについては、今後、試行による検証作業を通じて修正・変更をすることを進めていく必要があるだろうということ、あるいは確認試験と司法試験との関係、これは関係閣僚会議等でも御指摘をいただいているのですけれども、こここの点については、法科大学院の学修が過度に知識偏重とならぬよう留意しつつ、今後、法務省等関係省庁とも連携しながら検討・調整をしていくということでございます。

また、このワーキンググループでは「法学未修者教育の充実方策」ということについても検討しておりますが、未修者に対する法律基本科目的単位数の増加、配当年次の在り方の見直しの検討であるとか、あるいは未修者については、多様な学修経験等を有している方が多く含まれていますので、展開・先端科目群などの一部履修の軽減などの措置を検討してはどうか。また、そういう科目の軽減などをするに当たって、評価基準等の見直しということも併せて検討していく必要があるということでございます。

さらに、三つ目に「法曹以外への進路を目指す者に対する取組の充実」ということで、修了後に、公務や企業法務を希望する者への就職支援の充実方策の検討、法務博士の進路ということも含めて、こういうことの検討、それから、在学生の適性等に対応した他の研究科への転科促進の検討、あるいは、大学側としても法曹以外の人材育成を行う新たなコースの設定や、新たな教育組織への改組転換の促進を検討するというようなことが記されております。

先ほど申しましたように、この二つのワーキンググループの報告もこの資料の中に添付しておりますので、詳細については御参照いただければと思います。

最後に 63 ページでございますが、今後のスケジュールでございますけれども、政府全体の検討の中で、私どもといたしましても、公的支援の見直しの強化策については、既に発表しておりますけれども、これを受けて、各法科大学院で入学定員の削減であるとか、組織見直しの検討を進めることとなりますので、それを踏まえて、審査委員会による審査も経て、加算額等の算定もいたしまして、予算措置に反映をしていきたいということでございます。

また、認証評価につきましては、26 年度においても評価基準の見直しなどを進めいくことによりまして、抜本的な見直しということになるように、具体的な検討を深めていきたいと思っております。

中央教育審議会では、まだ審議が継続中でありますので、その状況については、今後も御説明の機会をいただければありがたいと考えております。

ここでの御議論を中央教育審議会側にもフィードバックをいたしまして、よりよい改善策を取りまとめていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

文部科学省からは以上でございます。

○大場室長 ただいまの文部科学省からの御説明に対して、質問などがありましたら、この段階でお聞きしたいと思います。

では、有田顧問。

○有田顧問 1 点お聞きしておきたいのは、後でも法的な措置の関係のところに絡んでくると思いますが、文部科学省の方では、公的支援の見直しの更なる強化策というものでもって、それを実施することで、大体どのような結果、つまり、もくろみが達成されると考えておられるのか、相手もあることなのでその辺のところがなかなか難しいことかもしれません、お答えしていただきたいなと思います。

○大塙室長 幾つかあるかと思いますが、どなたか他にもまとめて御質問を頂戴しておきましょうか。

吉戒顧問。

○吉戒顧問 文部科学省の方でいろいろな取組をされるのは大変いいことだと思います。まず、第1点、お願いしたいのは、いろいろな検討、それからその実施について、最初の50ページに書いてあります。つまり、1年以内に結論とか、2年以内に実施とありますが、これは御承知だと思いますけれども、1年後とか、2年後とかではなくて、1年以内、2年以内ということなのですから、できる限り早くいろいろな検討なり、実施をしていただきたいというのが希望です。

それから、これは質問というより要望なのですけれども、今日はちょっと御説明がありませんでしたけれども、60ページのところの「公的支援の見直しの更なる強化策」について、前回、御説明をいただきました。各ロースクールについて、現在のいろいろな指標をつかまえて、三つの分類に分けて、そして基礎額を決めて、そして来年度に提案される加算状況を審査して、平成27年度から補助金の額を決めていくということになりますけれども、その指標と点数は、もう既に前回お示しになったわけなので、これは恐らく各ロースクールで自分のところが過去の数字から照らして、どういうことになるかということは、検討してあると思うのです。しかし、それは各ロースクールごとにおやりになることであって、やはり我々としては、七十数校全体がどういう状況になっているかということを、今の既定の数字で結構ですから、やはり示していただきたいと思います。

これは、非常に与える影響が大きいと思います。しかし、やはりいろいろな検討の前提になりますので、今の既定の数字の中で七十数校が、第1類型のロースクールがどのくらいあり、第2類型のロースクールがどのくらいあり、問題がある第3類型のロースクールがどれくらいあるかということは、各ロースクールの名前が分からなくてもいいのですけれども、それがどういう分布になるかということを是非シミュレーションして教えていただきたいなというのが2番目の要望です。

○大塙室長 要望ということで。

では、山根顧問。

○山根顧問 三つあるのですけれども、一つは認証評価の抜本的な見直しということですけれども、その評価機関というのは複数あると伺っていますけれども、そもそもというか、評価基準とか指標というのが、統一されていたのでしょうかということを伺いたいです。その辺りも、今後、検証して改善していくということなのかどうかということが1点。

それと、共通到達度確認試験ですけれども、これと司法試験との関係というのは、とても気になるというか、かなり留意しつつ進める必要はあるのだろうと思います。

知識に偏らないようにと書かれていますけれども、この辺り、試行の段階からどう考えているのか、今、分かるところがあれば教えていただきたいと思います。

それと、やはり出でおりますように、この強化策による効果がどのくらいのものを見込

んでいるのかというのは気になります。様々なシミュレーション等、計算もしてお考えになっていると思いますけれども、ちょっと確認いただければと思います。

○大場室長 それでは、まずお三方からありましたので、今の段階で常盤審議官の方から答えられることについてお答えいただければと思います。

○常盤審議官 まず、有田顧問からお話がございました公的支援について、どういう結果をもくろんでいるのか。このことは、その後に吉戒顧問と山根顧問からおっしゃっていたいたどの程度の規模を想定するのかということとも絡んでくると思いますので、どういう形でお示しできるのか、あるいはするのがよいのかということについては、また考え方させていただきたいと思うのですが、現時点において、一つは、例えば累積合格率ということについていえば、もう既にある程度数字が出ている話でありますけれども、入学定員の充足率ということになりますと、これから各大学院においては、このスキームを踏まえた上で検討の見直しを進めるということになりますので、今の段階で、その数字が固まっているわけではないものですから、ちょっと今の段階でなかなか出しにくいというのがあるということをまず1点御理解をいただきたいと思います。

ただ、有田顧問からお話いただきました、結果としてのもくろみということについていいますと、公的見直しの促進については、今回、初めてやるわけではありませんので、従来もこの措置を講じている中で、先ほどお話しをさせていただきましたように、入学定員についての縮減であるとか、あるいは課題校について募集停止というような、そういう状況も生まれてきていることもありますので、そういう意味では一定の効果が期待できると思っております。

特に、入学定員の充足率が要件になっており、今も申しましたように、各法科大学院では、入学定員の充足率を上げるということになると、入学定員を縮減する方向に働くのではないかと思っておりますので、全体としての入学定員の縮減を目的とするというのは第一にありますので、今回の措置については、その点は進むのではないかと思っております。

それから、課題校に対して、組織見直しを促進するあるいは先導的な取組をしているところに加算額を付けることによって、更にその取組を促進するという、いってみればこの措置の中で、公的支援の見直しの中で、入学定員の縮減と課題校への対応と、それから先導的な取組をしているところへの支援という三つの要素を盛り込んでいるわけでございますので、その辺りをこの指標によって何とかうまく促進できればということを、我々としては期待し、こういう措置を講じさせていただいているということでございます。

それから、吉戒顧問から1年以内、2年以内ということがあるけれども、できるだけ早くというお話をございますが、正に私どももそういう気持ちでございまして、中央教育審議会において、議論を進めておりますのも、できるだけ早く我々としても様々な部分での改善策を提案していきたいと考えておりますので、そういう点で取り組んでおります。

また、今回の公的支援の見直し方策についても、1年以内ということでありましたけれ

ども、私どもとしてはそれをできる限り早くした方が、効果の見極めという問題もありますので、できるだけ早くした方がいいと考えて、先般打ち出させていただいたというように、その点については、我々も同じ気持ちでございます。

それから、認証評価について、山根顧問からお話をございました。

認証評価につきましては、添付資料の中にもありますけれども、そこまで細かくは御説明いたしませんが、認証評価については、三つの機関が認証評価を行っておりますので、その機関の間で認証評価の基準が統一されていることをより確保していくべきではないかという御指摘をいただいております。

それで、このことについては、実は認証評価の基準というものが文部科学省の方である一定の枠組みを決めまして、それに基づいて、実際の具体的な評価基準については、各認証評価機関が定めるという関係に立っております。

それで、その三つの機関の取組について、ばらつきがあるのではないかという御指摘をいただきて、平成22年だったと思いますけれども、より三者の間での統一性が高まるよう、また、より重要なことがより重く評価されるようにということで、一度、省令の改正を行いまして、それを受けた各認証評価機関で評価基準の見直しということに取り組んでいただいた経緯がございますが、これが、更に、今回、政府の方針として、例えばこれから法的措置の検討などもある種前提として、認証評価機関の評価の在り方について、しっかりと見直すようにという御指示をいただいておりますので、もう一段それを引き上げることはできないかということを中心教育審議会において検討をしているという状況でございます。

それから、共通到達度確認試験と司法試験との関係につきましては、資料の110ページにワーキンググループの報告を掲載させていただいております。

先ほどお話したことと重複をするわけでございますけれども、ここにございますように、共通到達度確認試験と司法試験短答式試験との関係について、法科大学院における教育のるべき姿と司法試験の試験科目の改正等の動向も踏まえつつ、具体的な関係づけの方法について、法務省等関係省庁と連携しながら検討・整理する必要がある、それで、その際に、例えば共通到達度確認試験の試行というものをこれから考えておりますので、その試行の結果と司法試験の合格状況との関係等の検証・分析であるとか、あるいは法科大学院における学習は過度に知識に偏ることがないようにということにも十分留意しながら検討することを、現在、議論しておりますが、これは最終版ではありませんので、まだこれから中央教育審議会において、ここでの顧問会議での議論なども踏まえて、また議論を進めさせていただければと思っております。

○大場室長 後で、意見交換の時間はありますので、御質問に限っていただければと思います。

では、宮崎顧問、お願いします。

○宮崎顧問 先ほど吉戒顧問からの話にありましたように、類型別の大学数については、

これから各大学において見直すから、現時点でははっきりしないというのですが、現在の指標に基づいた類型別の学校数というものがある程度明らかでないと、これから法的措置を含む改善策を検討していくに当たって、極めて困難だと思いますので、是非とも現在の指標に基づいて、どうかということについては、今後の制度検討の際の資料として必要な範囲で公表していただきたいと思います。

例えば、夜間開講の加点があるというのですが、この加点の何点というのが、どの程度それによってランクが変わってくるのかとか、どういう効果があるのかということは、やはり制度設計を考えるときに、必須だと思いますので、是非要望したいと思います。現時点での評価点で結構ですからお願ひしたい。これが1点。

それから、2点目は、今後、想定される改善に向けたスケジュールの63ページですが、政府全体の検討で、これは法的措置に基づく改善について、政府全体で検討という形になっているのですが、これについて、26年度のところのぽかっと空いているのですが、これはいつ頃検討を始める、これは政府がやることだから、文部科学省は関係ないとおっしゃっているのか、それとも文部科学省としても、こういう法的措置について、こういう議論がこの程度、この期間でやってほしいということに考えておられるのか、この点について、法的措置のタイムスケジュールについて、どう考えておられるのか教えていただければありがたい。

以上です。

○大塙室長 ありがとうございました。

1点目は御要望ということでよろしいでしょうか。

2点目は、法的措置について、推進室の方から御説明いたしますので、そのときに併せて回答するということでいかがでしょうか。

それでは、阿部顧問。

○阿部顧問 法科大学院の連合・連携についてですけれども、これは弱い者同士が一緒になっても何かいいことがあると思えないで、具体的に例えば核になる大学院を決めて、地域とかいろいろな特性に基づいて連合・連携させるために、政策的な誘導が可能なのかどうか。あるいは全く自然体で、法科大学院がそれぞれ独自に相手を探してくるということしかできないのか、これはどちらでしょうか。

○常盤審議官 連合・連携については、資料が細かくなっていますけれども、69ページのところを御覧いただければと思っております。

今、おっしゃっていただいた連合のところでございますけれども、中段の辺り「2.連合・連携、改組転換の在り方」ということでございます。

ここで一つ目の丸ですけれども、促進すべき連合・連携は、法科大学院を抱えている課題の解決とともに、教育力の向上に資することが不可欠であるということで、やはり形式的に連合することは適当ではないと考えております。

「連合」の形態といたしましては、抜本的な組織改革であることを前提として、連合大

学院の改組や統廃合を想定することで、例えば「連合大学院の改組」というところでは、今、阿部顧問からもお話がございましたように、原則、法曹養成教育で成果を上げることが見込まれる法科大学院を基幹校とし、参加校の協力を得る体制とする必要があるということを考えてございます。

ただ、一方で、直接的には記述はございませんけれども、議論の中では例えば比較的合格率に課題のある学校であっても、そこにその連合に対して教育力がある程度高いところから何らかの支援を行うというような枠組みも考えられるのではないかということも、御議論では出ておりますので、その辺り、これから実効性という点でいうと、恐らく加算額を算定するときに、どう考えるかということとも関連してくると思いますので、その辺り、もう少し議論を詰めていきたいと思っております。

○大場室長 吉戒顧問。

○吉戒顧問 今御説明のあった連合と連携の関係でお尋ねします。私の記憶では、連合は現時点では香川大学と愛媛大学が連合的なことをおやりになっているし、連携は九州大学を中心にして、九州の大学がやっていると聞いていますけれども、現状の連合的なもの、連携的なものと、今お考えになっているこの方策、これは違うのですか、それとも同じですか。

○常盤審議官 102ページのところに、今、正に吉戒顧問がおっしゃっていた現在の連合大学院の形式として香川大学と愛媛大学に連合がございます。

また、102ページの下のところ、九州大学を中心とする連携についても、今、御指摘をいただいたところでございます。

イメージとしての連合とか連携というのは、基本的にはこういうスタイルが現にあるものですから、これを我々もイメージとしては置いておりますけれども、今、申しましたように、これから組織見直しの議論の中で、これに必ずしもとらわれずに教育力が向上するということについての見通しが持てるような形が御提起いただけるのであれば、そのことも含めはどういう進め方がいいのかということについては、更にいろいろ議論を深めていきたいと思っております。

○大場室長 それでは、また後に意見交換していただくといたしまして、次に推進室の方から法科大学院に対する法的措置に関する監視と検討状況を御報告させていただきます。

○松本副室長 御説明申し上げます。

席上配付資料、資料3の、通し番号で言いますと、まず122ページの参考資料を御覧いただければと思います。

本年7月の法曹養成制度関係閣僚会議の決定によりまして、前回、この顧問会議で文部科学省と推進室の方から御説明いたしましたとおり、課題を抱えております法科大学院に対しては、公的支援を見直すこととなっております一方、このような施策を行っても、組織見直しが進まないときは、組織見直しを促進するために必要な法的措置を設けることとされております。

その具体的な在り方につきましては、大学教育の特性に配慮しつつ、関係閣僚会議において、2年以内に結論を得るということとなっております。

このような経緯を踏まえまして、今後の検討に当たっての基本的な方向性やスケジュールについて、御説明したいと思います。

121ページの2の「基本的方向性」を御覧ください。

まずは、先ほど文部科学省から御説明がございました公的支援の見直し強化策を実施することにより、法科大学院の自主的な組織見直しを促すことといたしますが、その動きを見ながら、更なる組織見直しを促進するための法的措置の在り方を検討することとしております。

この点、このページの「趣旨」の前の方にございますように、まず、踏まえないといけない点といたしましては、現行制度のロースクールといいますのは、通常の大学院とは異なる特別の設置基準、適格認定の制度により、充実した教育が行われることを前提に、その修了者には、司法試験受験資格を与えられることとなっている。この辺をまず踏まえる必要があると考えております。

そして、このような法科大学院制度の在り方や、更には大学教育の特性にも留意をいたしまして「2. 基本的方向性」の2つ目の丸辺りに記載しておりますように、組織見直しのために、どのような措置が必要なのか、また措置の対象となる法科大学院をどのように判定するかなどの具体的な在り方について、整理していきたいと考えております。

例えば、これは3つ目の丸に記載しているところでございますが、法的措置の対象となる法科大学院の判定につきましては、これまで検討会議などで指摘されてきておりました司法試験合格率の低さとか、入学者選抜や入学定員に関する問題などを踏まえた基準を設定し、総合的に判断することを考えているところでございます。

また、法曹養成制度検討会議の議論におきましても、法令上の措置の例といたしまして、例えば、司法試験の受験資格なしし、法科大学院の統廃合を含む組織見直しに関する措置などを講じることが挙げられていたところでございまして、このような点も含めて考えられる措置を幅広く検討してまいりたいと考えております。

この点、先ほど顧問の方から認証評価等の関係で御質問があったところでございますが、文部科学省におかれましての中央教育審議会のロースクールの問題の会合には、私も出席しているところでございます。

その際に、これも、前回御説明したところでございますが、課題のあるロースクールに対しての人的支援の見直し、要するに文部科学省から御説明がございました公的支援の見直しにおける第1類型から第3類型について、例えば、第3類型、一番下のところには派遣をしない。このようなことを御説明、御紹介をするとともに、推進室からの要望といたしまして、第3類型に該当するようなところについては、まかり間違っても、その認証評価等において、適正の判断が出るというような形にならないように、運用の改善を図って欲しいというような要望をいたしたところでございます。

例えば、先ほど極端な例でも申し上げましたが、その法的措置の1つの考えられる方策としましては、例えば、受験資格の剥奪という、非常に厳しい内容も考えられるところでございますが、そのような認証評価の在り方がうまく改善が進まないような事態に至りました場合に、あるいはそういうことが予想されるような場合には、そのような点に、法的な措置という形でくさびを打つ、このようないろいろな方策が考えられるのではないかという検討を始めた状況でございます。

もちろん、法的措置の発動につきましては、既に在学しておられる学生への不利益が及ぶことのないように配慮することが当然の前提と考えておるところでございます。

さらに、先ほど顧問の方から御質問がございました。スケジュールについて御説明申し上げます。

このような先ほど御説明をいたしました基本的方向性に沿って、推進室において検討を開始することといたしまして、文部科学省から御説明がありました公的支援の見直し強化策などの施策の動きを見ながら、法曹養成制度改革推進会議の設置期限でございます、これは当推進室の設置期限でもございますが、平成27年7月15日までには具体的在り方について結論を出したいと考えているところでございます。

そして、その内容といたしましては、例えば、組織見直しがいつの時点までにどのような状態であれば、法的措置を設けるのか、その場合の法的措置の内容はどのようなものか、措置の対処となる法科大学院はどのようなものかといった点などが考えられますが、その結論が着実に関係省庁において実施できるように、具体性のある内容を示す必要があると考えているところでございます。

私の御説明は以上でございます。

○大場室長　ただいまの推進室からの説明につきまして、御質問がありましたら頂戴したいと思いますが、阿部顧問、お願いします。

○阿部顧問　27年7月までに結論を出すということはいいのですが、法的措置を具体的に適用する際の例えば試験合格率や入学定員の状況というのは、その結論が出てからの数値なのか、その結論が出たとき、既に出てる過去の数値のどちらを基準に考えるのか。

○松本副室長　ありがとうございます。

措置の内容を考えるに当たりましては、これも先ほど文部科学省の方に御質問がございました現状がどうなのか、それがどのように展開していく見込みなのか、これを踏まえる必要があるのだと考えております。

ただ、もちろんそれのみではなくて、この施策が実施される経緯に基づきまして、それがどのような効果を現実として発揮しているのか、そこも見極める必要があると考えているところでございます。

○大場室長　吉戒顧問。

○吉戒顧問　そうすると、公的支援の見直しというのは、これは平成27年度からだから、27年の4月以降の予算措置あるいは人的支援の縮減とかということですね。その結果と

いうのは、どうしたって7月までに見ることはできないのではないかと思うのですけれども、これはどうなのですか。

○松本副室長 ありがとうございます。

そういう意味では、我々の組織の設置期限というのはお尻が決まっております。そこまでに先ほど申し上げました具体性のある内容を示さないといけないという検討課題が突きつけられているところでございます。

そういう意味で、もちろん文部科学省におかれての各種施策の効果というものは、見極める必要はあるのですけれども、それと並行して検討を行い、先ほど申し上げましたその期限には間に合う形で、具体的な方向性をお示ししなければいけないと認識しているところでございます。

○吉戒顧問 いいですか、そうすると、122ページに書いてある「一定期間内に組織見直しが進まない場合」というのは、そういう場合を踏まえてではなくて、検討のような形で仮定的な条件として設定するということですか。

○松本副室長 ありがとうございます。

我々の検討の作業から言いますと、御指摘のようなところだと思います。

公的支援の見直しなどの状況を見ながら検討をして結論を出すということになろうかと思います。

○大場室長 それでは、今の文部科学省からの説明や推進室からの説明につきまして、意見交換をお願いしたいと思います。

納谷座長、よろしくお願い申し上げます。

○納谷座長 今まで、資料とか、それぞれの関係部署の説明に対する確認ですけれども、これからどうあるべきかということについて、御意見を伺いたいと思います。

どうぞ。

○有田顧問 私も先ほど御質問をさせていただきましたけれども、このロースクールの重要性というものを本当に考えてみると、これが健全な形で機能しない以上は、日本の法曹制度の発展がないというぐらいの気持ちを私は持っています。そういう意味では、特に重要な問題だろうと考えています。

先ほど、質問いたしましたけれども、もう少し具体的な話を私はお聞きしたかったのですけれども、どうもそれが返ってこなかったという部分がございます。

これまでに、一度ならず、問題を解消するための方策を試みられたということですが、でも、それがうまくいかなかつた原因はどこにあるのかというところを、やはり真剣に考えてみなければいけないのかなと思います。

その意味からしますと、今、更に新しく公的支援の見直しを強化するということが、実効性があるものだと思いますが、それがどこまで実効性があるのかというところの検証は、やはり現時点でなかなか難しいのかという気がいたします。

したがいまして、実際にその法的な措置をとるかどうかは、これはとらない方がいいと

思いますが、とるかどうかということの検討は、今の時点できっちりしておく必要性はあるのかなと。そのことを検討していますよということを、外部に向かって発信することが、逆に言えば、その方法をとらなくとも済むような事態というか、解消することになるのではないかという感じもいたします。

以上です。

○納谷座長 どうぞ。

○阿部顧問 そういう意味では、公的支援の見直しは必要なのですが、これが絶対に効果があるとも言い切れないと思います。私大で財力が豊かなところは、多少お金で締められても、存続し続けると思います。そういう意味では公的支援の見直しが強化されている間に具体的な対応がとられない法科大学院については、すぐに法的措置が及ぶというような制度設計にしておかなければならぬと思います。金で締め上げて、その次に法的にという段階論は分かりますけれども、何のための法的措置かというと、公的支援の見直しを行っている間に自主的な対応を促すための一種の脅しなので、滑らかにつながるように、あるいは自主的な対応をしなければ、すぐに法的措置がとられるのだということを法科大学院に分かってもらえるような仕組みが必要かなと思います。

○納谷座長 どうぞ、吉戒顧問。

○吉戒顧問 私もちょっと繰り返しになると思いますけれども、やはり法科大学院に特に課題のある法科大学院に危機感を強く持ってもらいたいということが一つと、それから、これから法科大学院を受験しようと考えている学生さんへの適切な情報提供ということから言っても、今の時点での指標というか、数字は出ているわけですから、第1、第2、第3の分類をやはりシミュレーションをしっかりとやって、これをやはり公表すべきだと思うのです。公表の具体的な仕方はいろいろ問題はあるでしょうからお任せしますけれども、工夫してこれは是非やっていただきたいと思います。

そういう希望です。

○納谷座長 これはどうしたらいいでしょう。少しは文部科学省の説明にもありましたけれども。

多分、過去の数字を当てはめて、今のこの数値が動かなければこうなるというところまでは出せると思うのですが。それにプラスどうするかということは、政策的に考えればいい。例えば定員の充足はどうなっているかということは、年度によって変わってくるわけですから、それはそれでまた考えていただくことにして、ある程度の予測ができる、皆さんの疑問を解くためのと言った方がよろしいのでしょうか、そういう図表を出していただいた方がよろしいかと思うのですけれども。可能かどうかちょっと御検討いただきたいです。

○常盤審議官 先ほど申しましたように、どういう形で出すことができるか、あるいは出すのが適當かということについては、持ち帰させていただいて、検討して、また御相談させていただきたいと思っております。

ただ、一つ申し上げておきますと、従来の措置について、今、お話をございましたけれども、先ほど御覧いただいたように、要はあの当時に対象になっているような合格率が全国平均の半分未満というようなところ24校について言いますと、1,200人の実入学者がいたのが、166人ということ、しかもその中で、8校は募集停止をし、2校は検討しているという状況であり、施策が不十分だと言われるかもしれませんけれども、一定の効果はあったのではないかと思っております。

それから、今回の措置について申しますと、やはりこれまでの措置と比べますと、はつきり申しまして、要は27年度には半分になり、それで具体的な案が出なければ、28年度はゼロになるというところですので、そういう意味から言うと、従来の措置と比べると、格段に重たい措置になっていると思います。

さらに、そういう課題を抱える法科大学院は、結局、例えば、収入というか、支える基盤というのは、授業料等収入と公的支援の額で支えられるわけですけれども、もともと授業料の額が今のように学生さんの入学が少なくなっているので、授業料収入に期待ができない。そこに更に、この公的支援の部分が外れるということになりますので、そこは非常に法科大学院だけではなくて、大学全体に与える影響ということもあるかなと我々は思っております。

その辺り、具体的にどういう形で数字としてお示しできるのかについては、また別途検討してみたいと思っております。

○納谷座長 そうですね。この資料の56ページですか、こここの数値はかなりしっかりと数値で、これだけ下げるということは、はつきりいって大変なことだと思います。

それと、60ページにあるように、もし27年、きちんとこれに対応しなければ、ゼロになるということになります。これは、私立の総合大学で言いますと、その部分だけに金が行くというわけにいかないので、学内の財務問題になります。

それから、国立ですと、運営交付金に大きな影響を与えます。そういうことを考えますと、大学に対して大きな再考を求める強いメッセージにはなると思います。

大学の関係者としての立場から言えば、そういうことは言えると思います。ただ、もう一つ言えることは、こういう具合に合格率などの数値が減ってくるということは、受験生とかその他がみんな見ていますから、この大学院に行っていいかどうかということについては、相当影響力はでかく出てくるものだと思います。効果は相当出てくる。

それからもう一つ、私は認証評価に関わっている者でもありますけれども、今、そちらの方では、すごく厳しく評価に入っています。そちらの方の評価がどう出てくるかも総合的に考えていいかないと、法的措置をとるべきかどうかということの政策的方向性は定め難いと思います。判断がもう一段階違ったものが出てくるのではないかなど私は思います。

私、自分で意見を言うのは控えようと思っていたけれども、有田顧問がおっしゃるように、まず、法曹養成を法科大学院の中核に据えるという基本的なスタートを大事にしていかなければならぬので、ただ潰すとか、小さくすることだけの議論になってしまふ

と、おかしな方へ進むのではないかと心配はしております。それは座長としてではなくて、顧問の一人としてちょっと発言しておきたいと思います。

文部科学省においても、それなりに、いろいろな意味で御検討なされているものと思いますけれども、顧問会議の方でも検討、すり合わせをやっていきたいと思っておりますので、先ほどの資料提出を再考してみてください。

どうぞ、宮崎顧問。

○宮崎顧問 座長がおっしゃられたように、今回の見直し策については、統廃合を更に進めるものとして、基本的には評価をしていますし、また、提示された優遇策についても、早期入学など、学生の負担軽減あるいは大学の活性化につながってくれるといいなと思っているところですが、ただ、先ほど来、顧問の先生方がおっしゃっているように、幾つかの懸念をやはり指摘させていただきたいと思います。

今回の公的支援の見直しは、やはり国公立にとってはかなり致命的な結果を与えるのだろうなと思っています。この辺で適正配置とか、そういう点は少し気になりますが、一方、私立の資力のある大学については、余り効果を持たないのではないか。

ここが定員が多いわけですから、そういう点でどうなるのだろうか。

特に、今回、2倍の競争倍率という制約が外されているわけでありまして、はつきり言えば第3類型に入ってしまった私学については、補助金で制約するとか、牽制するという要素はなくなるのではなかろうか。あとは認証評価だけということになりかねないのではないか、逆に、そういう意味では、補助金の削減という意味での、政策的な限界もまた見えてきつつあるのではないかと私は思います。

そこで、先ほどから出ております法的措置の見直しというものと一体となったやはり統廃合策が必須不可欠になってきたなど、このような印象を持っております。

先ほど来、スケジュール感が問題となっておりますが、そういう意味で、補助金削減が効かない、あるいは制約を受けない大学のみが生き残るということにならないように、質の面からも統廃合策を進めるために、法的措置の検討についても、早く開始をすべきではないかと思います。

それと、いろいろな優遇策について、飛び級入学など、受験生の時間的な負担軽減につながるような提言がなされているなど、期待はしております。ただ、数多くのメニューが示されていますけれども、在学生に数多くのメニューを与えましても、司法試験で必死の学生に、どれだけ対応能力があるかということも気になるところであります。

そういう意味で、法科大学院修了後の継続教育ということも踏まえた優遇策さらには、法学部との関係の優遇策などについても、幅広く御検討いただければと思います。

暗いことが多い法科大学院の制度改革の中で、唯一ともいえる明るい課題になっていたいきたいと思っております。日弁連としてもいろいろ検討しておりますので、また提案させていただければと思っているところであります。

以上です。

○納谷座長 常盤審議官、何かありますか。

中央教育審議会では、そういうことも踏まえていろいろ御検討をなさっているでしょうか。

○常盤審議官 中央教育審議会においては、公的支援の見直しだけではなくて、正に認証評価の見直しであるとか、あるいは組織を見直して、では一体どういう組織に転換していくのかという類型というのでしょうか、そういうものを見据えることによって、それをまた促進することができるのではないかというようなことを議論させていただいているということがあります。

それから、加算条件については、今おっしゃっていただいたように、早期卒業等を活用した優秀者養成コースということもありますし、また、継続教育とか職域拡大とか、そういう要は法務博士あるいは有資格者の質的にも量的にもといいましょうか、充実させていく方向を追求しているところに加算をしたいということで、条件設定を考えているというところでございます。

○納谷座長 ほかに何か御意見ありますでしょうか。

私も大学院の教員として見ていまして、特に法科大学院にも関わってきた環境もあるのですけれども、今、文部科学省の方では相当一生懸命取り組んでいるような、この資料を見ても分かりますように、多種多様なところで検討に入ってくると思います。

法科大学院の関係者から見て、そう手放しで喜んでいる、このまま現状を維持していくみたいなという気持ちの大学はほとんどないと思います。

ですから、そういう意味で、お互いに意見を出し合って法曹養成をどういう具合にするかということをもう一回原点から支えるような方策を考えていくということを、是非お考えいただきたいと思います。

宮崎顧問がおっしゃられましたように、お金だけで全てが解決するわけではなく、幾つかの中の一つの手段としてあるのだということも認識しておいて、いろいろ顧問会議では議論していきたいと思っております。

さらに、文部科学省の方で御検討いただいて、この問題につきましては、メリットもデメリットもありますので、推進室の方でも整理して、具体的な検討を進めていただいた上で、こここの顧問会議でまた議論していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○大場室長 ありがとうございました。

それでは、本日いただいた御意見も踏まえながら、文部科学省におかれましても、御検討いただけると思いますし、推進室におきましても検討していきたいと考えております。

文部科学省の常盤審議官、お疲れさまでした。

それでは、次に「司法修習について」の議題に移りたいと思います。

まず、最高裁判所から司法修習委員会における検討状況につきまして、御報告があります。

司法研修所の吉崎事務局長にお願いしたいと思います。

○吉崎事務局長 司法研修所事務局長の吉崎でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

平素は、最高裁判所審議官が参加してございますけれども、本日は代理で私の方から御報告申し上げます。

それでは、最高裁判所から、12月3日に開催されました第26回司法修習委員会の議論状況について御説明申し上げます。

前回、第3回の顧問会議でも御説明申し上げましたとおり、その前の回、11月1日に開催されました司法修習委員会におきましては、修習の実情について、なお実証的な検証が必要であるものの、何らかの導入的教育の実施の必要があること、また、分野別実務修習についても、司法研修所各教官室の支援の下、一定のガイドラインを策定するなどして、その充実・改善を図る必要があること、併せて、司法研修所と司法修習委員会が今後とも司法修習の状況把握を強化することについて、大筋で委員の意見が一致したという点、そして、その点を受けまして、更なる具体的な検討と、法曹三者間の意見調整がワーキンググループに指示されたといういきさつがございました。

その後、ワーキンググループにおいて検討を続けた結果、まず、導入的教育の充実方策につきましては、修習開始段階で、司法修習生に不足している実務基礎知識、能力に気づかせ、かつ、より効果的、効率的な分野別実務修習が円滑に行われるよう、司法研修所において、司法研修所教官が指導する集合形式で、移動期間を含めて約1か月間の導入修習を行うこと、その内容としましては、各科目について、司法修習の導入段階に適した即日起案を実施し、解説を加えることを含めたカリキュラムとすること、より具体的なカリキュラムにつきましては、司法研修所教官室を中心に検討し、早期に結論を得ることについて、おおむねの意見の一一致をみたところでございます。

そして、以上を踏まえまして、12月3日に開催されました司法修習委員会におきまして、このようなワーキンググループでの検討結果が了承され、具体的カリキュラムにつきましては、この司法修習委員会の委員から出された意見も踏まえて、引き続きワーキンググループの下で検討をし、次回の司法修習委員会でその結果を示すことを指示されたところでございます。

なお、導入修習の実施時期につきまして、できるだけ早く実施すべきであり、可能であれば、平成26年度からの実施が望ましいとの意見が多かったことも踏まえまして、その点につきましても、今後、ワーキンググループの下で検討することとなる予定でございます。

また、分野別実務修習本体の充実方策につきましては、裁判、検察、弁護がそれぞれのガイドラインの骨子を示して、前回の司法修習委員会で意見交換をしていただきました。この委員会で出された意見を踏まえまして、次回の委員会までに、更なる内容の検討と具体化を行うということになった次第でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

○大塙室長 それでは、ただいまの御説明に対しまして、質問がありましたら、伺いたいと思います。

○阿部顧問 移動期間を含む1か月間というのは、実質的にはどのぐらいになるのですか。

○吉崎事務局長 その点につきましては、平日という意味では15日間です。ですから、3週間といいましょうか、その辺りの日程が考えられているところでございます。

○大塙室長 有田顧問。

○有田顧問 これは分野別、現地での実務修習をより実のあるものにするという一つの目的のためにこういう形で話が進んでいったのだろうということは、紛れもない事実でありますけれども、ですから、日にちをまず最初に15日間というものを決めるというわけではなくて、目的を達成するためにどれくらいの日にちが必要なのかという視点で、今後も日にちの関係は、目的達成に必要な時間はどうなのかということをよく議論していただいたらなというのが私の主張です。

それから、もう一つは、実務修習の中に、この集合的な導入教育がなるだけ食い込まいようにという形の対応をお願いしたいなと考えています。

それでなくても、昨今、現地での実務修習の期間は非常に短くなっているという感じでありますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○大塙室長 では、よろしいですか。

○吉崎事務局長 有田顧問から貴重な御意見をいただきました。導入教育の在り方につきましては、正に中身が問題だということはそのとおりだと思います。

ただし、1年間という限られた全体の期間の中で、導入修習を行うとしますと、いかんせんそのほかの修習期間に影響が及ぶというところがございます。

その意味で、とりわけ生の事件を素材として臨床的な教育を行うという分野別実務修習の期間を減らすということは、極力避けたいと考えているところでございます。これも有田顧問御指摘のとおりだと思います。

その点を踏まえまして、期間設定として、15日間、約1か月間ということで法曹三者のワーキンググループで意見が一致し、司法修習委員会でも了解を得られたところでございます。

以上でございます。

○大塙室長 それでは、御意見も出ておりますので、意見交換ということで、座長にお願いしたいと思います。

○納谷座長 では。

○吉戒顧問 導入修習の是非については、いろいろ議論がありましたけれども、12月3日の司法修習委員会で法曹三者の合意をみたということで、結果として良かったと思います。

ただ、これは前から申し上げているのですけれども、本来、法科大学院は、理論と実務の架橋をするというところで、実務基礎教育を行うという立場です。このような位置付けは全然変わっていないわけなので、導入修習をやるからといって、法科大学院の教育が後退するようなことがあってはいけないと思います。それが第1点です。

第2点は、導入修習は、内容としてはオリエンテーションなのです。ガイダンスなのですね。大事なのは、生の事件、生の記録、生の当事者に触れる分野別実務修習なのです。

したがって、導入修習の期間にあまり多くのものを盛り込むという、あるいは長い時間を割くというのは、避けた方がいいと思います。

最近始まりました67期の修習では、分野別実務修習を始める前に、40点に近い事前に読む資料を修習生に送っているのです。

つまり、修習生は白紙で分野別実務修習に臨んでいるわけではなくて、こういう資料をきちんと読んで、分野別司法修習とはこういうものだということを頭に入れて臨みなさいということになっているわけなので、そのことは導入修習が始まったとしても変わりはありません。

したがって、分野別実務修習を今以上に充実させていただきたいという思いです。

○納谷座長 宮崎顧問。

○宮崎顧問 吉戒顧問とは少し違って、やや期間は短いなとは思っておりますが、それでもそういう集合的な導入修習を実施していただけるということで、いろいろ最高裁判所も御苦労していただいたと思って感謝しています。

そういう意味で、できるだけ早く実施もお願いしたいと考えているところです。

若干、意見ですけれども、やはり法科大学院制度を踏まえた導入修習の在り方というのには、余り検討されていなかつたと思います。

したがって、法科大学院で実務基礎科目を勉強してきたということを踏まえて、より実践的な修習が行えるよう、お願いしたい。導入修習のカリキュラムに、即日起案だけ例に挙がりましたけれども、我々から見ると、やはり実践に近いロールプレイだとか、そういうようなことも取り入れて、実務修習にスムーズに溶け込んでいくような工夫もお願いをしたいと思います。

ただ、問題は導入修習だけで解決したわけではなくて、他に選択修習をA班、B班に分けている問題がありますとか、あるいはこれから始まります分野別実務修習を更に充実させるための各地での取組について、修習委員会での意見交換、更により実践に近い修習をするための修習生の地位や身分の検討も、こここの議論はもちろんのことですけれども、修習委員会においても、是非とも議論をしていただきたいと要望いたします。

また、更に要望ついでに、失礼な議論かもしれませんけれども、今回、修習委員会としては、修習全体について、不斷に実情の把握と充実方策の検討を行っていくという方針のようでございまして、それはそれで極めてありがたい活発な議論をお願いしたいと思っていますが、私どもから見ますと、修習委員の構成についても、例えば法科大学院の教官の

方が入っておられること自体は、非常に有意義な意見をお聞きできていいと思うのですが、実務家教員が入っていないなとか、あるいは法廷外実務をやっている弁護士も必要なのではないかなどとか、やはり構成についても、時代に合ったというのか、現実を踏まえた委員構成なども考えていただけないだろうかと考えております。

御検討いただければ幸いです。

○納谷座長 あとそのほか、御要望があれば。

どうぞ。

○山根顧問 最高裁判所の下で熱心に検討や調整をいただきて、このような結果、集合的な形で導入的教育を約1か月行うという、この方向はとてもよかったです。

今回の議論の対象ではないと思いますけれども、司法修習生に対する経済的支援の充実についても、是非進めていただきたいと思っています。

私が、今、大変気になっているのは、アルバイトの許可ですね、兼業許可というものがこの先広がるということであれば、やや懸念を持っています。経済的に苦しいのでアルバイトをする、それが果たして問題の解決というようなことになるのかどうか、学習の方に支障があるようなことになっては問題ですし、様々な課題もあると思いますので、議論があればと思っています。

○納谷座長 山根顧問のところは、また別な機会に御検討いただくことにして、進めてよろしいですね。

結果的に関連することであることは承知していますけれども、またいつかどこかでやらなければならぬと思いますので。

ほかに。阿部顧問。

○阿部顧問 法曹三者で合意されたということであれば、これでお願いしたいと思いますが、26年度からできるかというと、予算制約がございますよね、もう既に来年度の予算は提出済みだと思いますので。

そういう意味では、非常に御苦労されるかなと思うのですが、予算や、和光のキャパシティーが制約となり、できることができないというのは、非常につまらない話なので、ここは是非とも制度全体で応援できるような仕組みを何か考えていただければと思います。

○納谷座長 どうぞ。

○松本副室長 その点につきましては、推進室からも導入的な集合修習という御提案を申し上げ、かつ最高裁判所、司法研修所におかれての先ほど御指摘のキャパの問題があるというのも認識しておりました。

そういう意味で、並行して、今、税務大学校にこれは同じ和光市にございまして、司法研修所からも非常に近い距離にございますが、その辺の例えば寮の利用の可能性等々について、協議を始めさせていただいております。

そういう形で、最高裁判所とも連携・協力をして対応してまいりたいと思っております。

○納谷座長 いろいろ御意見もあるとは思いますけれども、座長としては大きな一歩だっ

たと思います。

実際に動かすためには、いろいろな課題があるとは思いますけれども、これは修習委員会の方できちんとやっていただくことと、それから推進室は推進室の方で、いろいろな意味で御支援をお願いしたいと思っております。

そういう形で今日の御報告をベースにして詰めていただくということで、推進室の方へお願いするということで、この議題は終えてよろしいでしょうか。

どうぞ。

○宮崎顧問 司法修習生に対する経済的な支援は、今、ここで申し上げていいのでしょうか。修習についての見出しがここしかないものですから、意見を言う機会があるのかどうか、不安になりましたので、お尋ねします。

○松本副室長 次回の予備日を活用させていただく、もちろん、これは修習全体についてというテーマ設定で御議論いただくということを予定しておりますが、当室からも自民党の小委員会で御説明を申し上げた修習生に対しての支援といいますか、どういう経費が出ていて、あるいはどういう経費が出ていないのか、このような御説明をこの場で改めてさせていただくことを予定しております。

できましたら、時間の関係もございますので、次回の顧問会議でその点についても御議論いただければと考えております。

○宮崎顧問 一言だけ。もちろん推進室で議論していただく、次回を設けていただくというのは大変ありがたいと思いますが、修習委員会におかれましても、是非ともこの運用の面で御検討賜りますように要望いたしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○吉崎事務局長 司法修習委員会の方でも、経済的支援の関係は、とりわけ法曹養成制度検討会議の最終取りまとめ、あるいは閣僚会議で提言されました3点につきまして、こういう方向でやってまいりますという御報告をし、委員からも御意見をいただきながら議論を進めているところでございます。

○納谷座長 ありがとうございました。

最高裁判所におかれましては、できるだけ早く、最高裁判所の予算のこととかもありますけれども、是非いろいろな総合力を發揮して、実現していただいた方がよろしいかと思いますので、導入修習の実施について、更に検討を進めていただけるようにお願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○大塙室長 それでは、吉崎事務局長、ありがとうございました。

次の議題に移らせていただきます。

次は「法曹人口について」であります。

法曹人口に関する調査につきまして、前回以降の検討状況などを推進室から御説明いたします。

○松本副室長 それでは、御説明申し上げます。

お手元の配付資料の資料4-1、通し番号では125ページのポンチ絵を御覧ください。125ページになります。

これまでも、御報告させていただいたかと思いますが、推進室におきましては、専門家の方々、統計学あるいは法社会学、このような方々からこの法曹人口調査の在り方について、これまでいろいろヒアリングをさせていただき、この調査を本格実施するに当たって、どういう体制で検討をするのかというところにつきましても、検討してきたところでございますが、その結果を簡単にまとめましたが、この資料4-1でございます。

こちらに記載しておりますように「調査の観点」や「具体的な調査方法・調査項目」につきまして、推進室は専門的な知見がございませんので、法社会学や経済学あるいは民事訴訟・利用者調査からも、研究者の方々からそうした知見を得る場を設ける必要がございます。

そこで、こうした場として、仮称でございますが、法曹人口調査検討会合というようなものを設けることといたしました。

これは、会合とは書いておりますが、会議体ではなくて、適宜これらの研究者の方々に来ていただきまして、ヒアリングのような形でこの十分な問題意識等々を聴取いたしまして、推進室とこれらの研究者の方々と議論をした上で、これらを通じて調査の要綱を確定させていくと考えておるところでございます。

もっとも、このような機会だけではなくて、更に必要に応じ、御覧いただいている資料の下にございますように、主に若手の方々、若手の研究者の方々と意見交換、議論をする場として、これも法曹人口調査検討作業部会と仮に称しておりますが、こうした場でもより具体的な、迅速かつ濃密な議論、検討あるいはヒアリングというようなものを実施したいと考えておるところでございます。

次に、資料4-2、通し番号でいいますと、127ページを御覧ください。

このような先ほど御説明を申し上げました検討体制、あるいは研究者の方々との協力体制の下で、今年12月から調査のデザインの検討を行う予定としておりまして、作業部会につきましては本日、研究者の方々からのヒアリング等を行う会合の初回は12月18日に予定しているところでございます。

また、その後、この一覧表にございますように、必要な入札などの手続や既存データの分析などを行いまして、現在のところ、遅くとも再来年の3月には調査結果を出すことを予定しているところでございます。

これらの過程、あるいはもちろん調査結果につきましても、顧問会議に御報告いたしますので、このような点につきましても、顧問会議で御議論、御検討をいただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○大塙室長 それでは、ただいまの説明につきまして、意見交換をお願いできればと思つ

ております。納谷座長、お願ひいたします。

○納谷座長 法曹人口の話はかなり難しい問題もありますけれども、今、御説明があった中で、御意見をいただければ承りたいと思います。

スピード感の問題とか、いろいろあるにしても、いろいろなものが集約してこないと、最終的に決まってこないところもあるとは思いますが、御意見あれば。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 今回、御検討いただいて、専門の研究者の先生の御意見を聞いて、作業を進めていくということで、それはそれでいいかとは思うのですが、前も申し上げましたように、やはりスピード感が大事だと思います。調査を経た上で法曹人口について提言するということなので、一定の調査は必要なのですけれども、これが平成27年度の4月以降ということになると、随分悠長だなという感じは否めないです。

法曹人口の問題は、司法試験の合格者数につながるわけなのです。これは、法科大学院もそれから法科大学院の受験生も、法科大学院の学生も、多くの方が一番関心を持っているので、現在の2,000人という合格者数がそもそも維持されるのかどうか、あるいは、これを増加させるとはとても考えられませんけれども、どのような感じになっていくのかなという、イメージぐらいを、この調査を終える前にこの顧問会議の場で定性的な方向性を出した方がいいのではないかと思います。

与党とか、政党とかでいろいろな議論がされて、具体的な数字が出されるよりも、何かそういうようなものが顧問会議の場で出せないものかと思っているのです。

○松本副室長 ありがとうございます。

吉戒顧問御指摘の点で、127ページにちょっと戻っていただきたいのですが、こちらでも全く未定でございますが、先ほど冒頭に御説明申し上げました与党の動き等からしましても、少なくとも自民党の司法制度調査会の小委員会は、この法曹人口、特に司法試験の合格者の在り方という点については、一つの重要な検討課題と捉えておりまして、この時期は全く未定でございますが、場合によっては近い将来に提言というものがなされるのではないかなど、そういう可能性は否定できないという状況にございます。

公明党の法曹養成に関するプロジェクトチームの取りまとめにおきましても、法曹人口について触れられているところがございます。

そういう意味におきまして、推進室といたしましても、この与党の検討状況ももちろんでございますが、我々の予定している法曹人口の調査の準備に当たりましても、この顧問会議での各顧問の方々からのこの点についての御意見あるいは検討の方向性についてのそれぞれの顧問の方々の考え方を適切にお聞きして、我々の検討に反映させることができればと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○納谷座長 顧問会議が開かれたときに、情報交換的なことでもよろしいですから、少しずつ情報を出し合って、まとめていくといいますか、考え方の方向性というか、そういうものも必要かもしれませんので、是非御検討ください。

どうぞ。

○阿部顧問 将来の需要調査となりますと、当然に裁判実務が中心になるのは分かるのですけれども、それ以外、例えば組織内弁護士の需要とか、活動領域の拡大についても、私どもができることがあれば協力いたしますから、そういうものを調査対象に入れていいければいいと思います。

○納谷座長 山根顧問。

○山根顧問 今の件に関連なのですけれども、合格者数等につながるということであれば、活動領域の拡大の議論ともかなり重なってくるというか、重要な絡んでくると思うので、そちらの議論の方はどういうスケジュールで予定があるのでしょうか。

○松本副室長 ありがとうございます。この点、次回、活動領域につきましては、前々回ですか、私の簡単な御報告にとどまっていますので、次回、時間を設けまして、現時点での状況、方向性について御説明したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○納谷座長 宮崎顧問。

○宮崎顧問 この人口調査を行うということについては、前回、調査項目に就職状況とか、未登録者の情報を加えてくださいということはお願いしておりますが、できるだけ早くやってほしいということ以上に、調査は始まっておりませんから、言いようがありませんが、最近、今年の司法研修所の卒業生の弁護士会の登録業務が始まりつつあります。

今年は一括登録日が12月19日と聞いておりますが、今年の卒業生の数は去年より四十数名減っているわけですが、どうも今のデータの動きを見ますと、減っているに関わらず、未登録者は昨年と比べましても更に数十名増えるのではないか。差し引きどうかという細かい計算まではできておりませんが、就職状況は明らかに悪化の流れが止まっていないということでありまして、多くの時間と多くの資金を投入して、果たしてこの分野を目指す人がいるのだろうか。ほかの分野でもいつでもいけるという優秀な学生ほどこの分野を目指さなくなるのではないかと大変危惧しております。

各大学の法学部すら志願者がどんどん減っているという状況も聞いております。

前回、公認会計士の試験状況は混乱の極みだという御意見がありましたが、司法試験の業界も混乱の極みになりつつあるのではないか。しかも合格者を減らさないという状況の下でやはり悪化しているということについては、緊急に対応策を打っていただきたいと思っています。

成績についても、やはり志願者が減っているのに、合格者が高止まりしているということから明らかですが、データを見ましても例えば平成20年の論文式試験の2,000番の人の得点が平成25年の1,700番前後の成績と同じだということです。

問題が違い、また採点基準などいろいろな点が違っていますが、それでも長期的に見て、低落状況は明らかに見てとれるわけであります。

私は、総務省の政策評価も明確に出ておりますし、志願者のこの激減状況を見ますと、

何年か先の調査結果を待つというのは、余りに遅いと思っております。また、政治家の方々がこの状況は放っておけないということで、提言を出すということですが、その前に、我々顧問会議でやはり意見を交換して、一定の方向性について、できるだけ集約ができるべきなと、全て政治に委ねるということもいかがなものかと思っておりますので、是非とも調査結果を待たない間での活発な議論を是非ともお願ひしたいと思っております。

○納谷座長 時間も後ろが決まっておりますので、次回、第5回、12月17日には、そういう点も含めてお話しする機会があると思いますので、そういうことで推進室、それでよろしいですね。

今日はこのぐらいで終えたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 では。

○大場室長 それでは、終了時刻とほぼなりましたので、本日はここまでとさせていただきまして、次回の予定につきまして、推進室からお知らせいたします。

○松本副室長 お手元の配付資料の一番最後、資料5を御覧ください。

予備日の12月17日につきまして、ここに記載しておりますようなテーマで開催させていただければと思っております。

一つの大きな議題は、先ほども御質問がございましたが「法曹有資格者の活動領域について」これは、特に分科会は日弁連と法務省の合同で開催させていただいているところでございますので、法制部の参事官と日弁連から出向していただいております当室の参事官から御説明等をさせていただければと思っております。

さらに「法曹養成制度全般について」と記載しておりますが、その中で何名かの顧問の方々からお話がございました。例えば、司法修習生に対しての経済的支援の在り方あるいは法曹人口の在り方というような意見交換をさせていただければと思っております。

なお、余談になりますが、文部科学省の方から法務博士の活用といいますか、そういう御指摘がございました。これは全く法制部内部での取組でございますが、名刺に法学博士と記載されている方はいらっしゃるのですけれども、法務博士と記載している人は見たことがないという状況で、ちょうど1名ロースクール卒の部付がおりますので、彼に法務博士と名刺に記載するように指示をして、いろいろなところで配り始めているところでございます。

このような、いろいろ推進室に關係のない話かもしれません、法曹全体の中で、いろいろなアイデアもあるうかと思います。その名刺は後ほどお配りしたいと思いますので、どのようなアイデアも含めてお聞かせいただければと思います。

どうも以上でございます。

○納谷座長 ではそういうことで、あと6回以降ですけれども、ある程度法案づくりとかいろいろなことで大変だということは承知しておりますけれども、どんな予定になっているのか、先生方もお忙しいので、例えば月1ぐらいにするのか、1月はちょっと休みにし

て、2月頃スタートするのか、そこら辺のことも予測は今日難しければ次回までに御検討いただけませんでしょうか。

○大場室長 次回、年末になりますけれども、よろしくお願ひします。

そのときに来年の予定とか、見込みなどについてもお話しできればと思っております。

ありがとうございました。

○納谷座長 では、今日はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。